令和元年第2回臨時会 **新元五町 議会会議録** 第1日 (令和元年 8月 1日)

◎議事日程(第1日)

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2会期の決定日程第 3諸般の報告

日程第 4 報告第 6号 専決処分について

日程第 5 議案第33号 新冠町高度無線環境整備推進事業請負契約の締結につい

て

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員(12名)

芳 住 革 二 1番 君 2番 長 浜 謙太郎 3番 酒 井 益 幸 君 4番 武 修 田 5番 伹 野 裕 君 6番 竹 中 進 7番 須 崎 栄 子 君 8番 氏 家 良 三津男 中 信 9番 秋 山 君 10番 Ш 11番 堤 俊 昭 君 12番 荒 木 正

君

君

君

君

君

君

美

幸

光

◎出席説明員

町 長 鳴 海 修 司 君 副 町 長 中 村 義 弘 君 教 育 長 山 本 政 嗣 君 総 務 本 隆 君 課 長 坂 企 画 課 長 原 田 和 人 君 町民生活課長 坂 東 桂 治 君 觜 保健福祉課長 鷹 寧 君 税 務 課 長 佐 藤 正 秀 君 産 業 島 君 課 長 田 和 義 建設水道課長 関 П 英 君 会 計 管 理 村 晃 君 田 診療所事務長 杉 Ш 結 城 君 特別養護老人ホーム所長 谷 貴 君 Щ 牧 堤 君 野 所 秀 文 長 総務課総括主幹 佐々木 京 君 企画課総括主幹 楫 Ш 聡 明 君 町民生活課総括主幹 竹 内 修 君 保健福祉課総括主幹 宮 幸 君 新 信 税務課総括主幹 村 今 力 君 宅 產業課総括主幹 範 正 君 建設水道課総括主幹 磯 野 貴 弘 君 管 理 課 工 藤 匡 君 社会教育課長 湊 昌 君 行 管理課総括主幹 小久保 卓 君 社会教育課総括主幹 谷 聡 君 藤 社会教育課総括主幹 曽 我 和 久 君 間 之 農業委員会事務局長 本 浩 君

代表監查委員 岬 長 敏 君

◎議会事務局

議会事務局長佐渡健能君議会事務局係長伊藤美幸君

- ○議長(荒木正光君) 皆さんおはようございます。
 - ◎開会宣告
- ○議長(荒木正光君) ただいまから、令和元年第2回新冠町議会臨時会を開会いたします。
 - ◎開議宣告
- ○議長(荒木正光君) ただちに、本日の会議を開きます。
 - ◎議事日程の報告
- ○議長(荒木正光君君) 議事日程を報告いたします。 議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。
 - ◎日程第1 会議録署名議員の指名
- ○議長(荒木正光君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、伹野裕之議員、6番、竹中 進一議員を指名いたします。
 - ◎日程第2 会期の決定
- ○議長(荒木正光君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。 本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(荒木正光君) 異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。
 - ◎日程第3 諸般の報告
- ○議長(荒木正光君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名を、お手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

- ◎日程第4 報告第6号
- ○議長(荒木正光君) 日程第4、報告第6号 専決処分についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

原田企画課長。

○企画課長(原田和人君) 報告第6号専決処分について提案理由を申し上げます。 地方自治法 第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同 条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書であります。損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和元年6月24日付をもって専決処分したものでございます。地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会の権限に属する軽易な事項で、特に指定したものは専決処分できることと規定をされておりまして、損害賠償の額が50万円以下のものにつきましては、町長において専決処分できる旨を議会から委任をされておりますことから、このたび専決処分し、報告案件とさせていただいているところでございます。また、損害賠償額の支払いに関しましては、町加入の保険会社より直接相手方に支払われることとなっておりますことから、歳入歳出予算に変動はございません。

それでは、次のページをお開き願います。損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について令和元年5月5日、道の駅サラブレッドロード新冠を利用した相手方の大型自動二輪が駐車した際、町が業務委託した警備員の指示により駐車した駐車場におきまして、アスファルト路面に大型自動2輪のスタンドがめり込み、隣に駐車した大型自動二輪に接触及び転倒し、相手方の自動大型二輪を損傷させたことにつきまして、損害賠償の和解及び損害賠償の額を次のとおり決定する。和解の相手方は札幌市にお住まいのNさんとしてございますが、個人情報保護の観点から、実名を伏せておりますことをご了承願いたいと思います。

和解内容につきましては、新冠町を甲とし、Nさんを乙として、以下、次の条件のとおり和解したものであります。 1、過失割合は甲である新冠町100%、Nさんを0%とする。 2、新冠町はNさんに対し10万4,975円を支払うものとする。 3、新冠町及びNさんは本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしないこととする。損害賠償の額は、10万4,975円とする。

以上、報告第6号の提案理由を申し上げました。ご審議を賜り報告どおり受理くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

報告第6号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思います。

◎日程第5 議案第33号

○議長(荒木正光君) 日程第5、議案第33号 新冠町高度無線環境整備推進事業請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

原田企画課長。

〇企画課長(原田和人君) 議案第33号新冠町高度無線環境整備推進事業請負契約の締結 についてについて 提案理由をご説明いたします。

令和元年7月23日、随意契約に付した新冠町高度無線環境整備推進事業について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

請負契約の内容につきましては、1、契約の目的、新冠町高度無線環境整備推進事業、2、契約の方法、随意契約を行ったものでございます。本事業では、光ファイバー網の情報通信基盤の工事施工を行い、整備後に光ブロードバンドサービスを提供できる事業者を選定する必要があったことから、条件を提示した上で事業者を募集し、内容を審査し最良の提案のあった事業者を、随意契約の相手方とする手続きを行なってございます。3、契約金額、6億9,190万円でございます。4、契約の相手方、札幌市中央区大通西十四丁目7番地 東日本電信電話株式会社 北海道事業部長 髙橋 庸人。

工事概要をご説明いたしますので、議案第33号資料をご覧いただきたいと思います。1、整備エリアでございますが、対象地域が新冠沢地域及び節婦町地域としており、整備内容といたしましては、光ケーブルの敷設延長約131キロメートル、整備エリア図では、新栄エリアと新冠エリアとなってございます。

以上が、議案第33号 新冠町高度無線環境整備推進事業請負契約の締結について の提案 理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さるよう、よろしくお願い申し上げ ます。

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第33号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。ありませんか。

堤議員。

- ○11番(堤俊昭君) 大型事業ということになりますけども、今回は公募型のプロポーーザル方式ということで、最良の提案のあった会社と契約をしたということでありますけれども、相手方が東日本電信電話株式会社という会社という会社と契約をしたということでありますけれども、最良ということで理解をしなければならないのかなというふうに思いますけれども、他社との違いについて何点か説明をしていただきたいと思います。
- ○議長(荒木正光君) 原田企画課長。
- ○企画課長(原田和人君) 説明は最良という言葉を申し上げておりますが、実際こういった事業公募とした結果、1社東日本電信電話株式会社、1社ということで応募があったわけでございまして、他社との比較という部分ではなかなか難しいところでございますが、全道的にはやっぱり東日本NTT整備会社が進めているということで、審査の内容といたしましては全国共通のサービスが提供できるのかどうか、会社の概要はどうなのか。また、年度内に工事が可能なのかといった事業内容を確認をさせていただいてるところでござい

ます。

- ○議長(荒木正光君) 堤議員。
- ○11番(堤俊昭君) 最良という言葉に一々反応するのもおかしいかもしれませんけれども、一社随契ですから最良の提案という言葉使いはこれはまずいなと思いますけども、いかがですか。
- ○議長(荒木正光君) 原田企画課長。
- ○企画課長(原田和人君) 説明の段階で言葉足らずだったと思います。以後気をつけた いと思います。
- ○議長(荒木正光君) 他ございませんか。 中川議員。
- ○10番(中川信幸君) 10番中川です。6億9,190万円ということですけども、たしか3億3,000万円ぐらい不足するんですけど、この不足分というのはどういった資金で手当てするのかお聞きしたいんですけど。
- ○議長(荒木正光君) 原田企画課長。
- ○企画課長(原田和人君) 補助裏の部分でございますけども、起債が充当されるという ことでございまして、町といたしましては辺地債、過疎債、また緊急防災減災企業債といった活用を考えているところでございます。
- ○議長(荒木正光君) 中川議員。
- ○10番(中川信幸君) 4つぐらいお話しされたんですけども、その利率だとか、あるいは返済期日がもしわかるのであればお知らせください。
- ○議長(荒木正光君) 中村副町長。
- ○副町長(中村義弘君) 5月の臨時会のときにもちょっとご説明した記憶があるんですが、今補助裏の部分で辺地債、過疎債、緊急防災事業債と3つの起債を使おうということで考えておりまして、辺地債につきましては交付税参入率が8割でございます。そして、緊急防災事業債については過疎債と同様に7割の交付税措置がされるというものです。ですから、辺地債については2割の持ち出し、過疎、緊防債については3割の持ち出しということになってございます。

また、期間の問題ですけども、辺地債と緊急防災事業債につきましてはトータル 10 年の 返済期間となっておりますけども、そのうち 2 年間据え置きができますので、向こう 8 年間で返すというのが辺地債と緊急防災事業債です。過疎債につきましては、12 年間の中で 3 年間据え置き、ですから 9 年間で返済するというような起債の内容となっています。

○議長(荒木正光君) ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。 これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決いたしました。

◎閉議宣告

○議長(荒木正光君) 以上をもって、本臨時会に提案されました議案全ての審議を終了 いたしました。

◎閉会宣告

○議長(荒木正光君) これをもって、令和元年第2回新冠町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

(午前10:28分 閉会)